

## 令和3年第6回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和3年6月25日 滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和3年6月25日 午前9時 30分 議長 瀬川 博 閉会 令和3年6月25日 午前11時 00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	温水委員			原田委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	森川 光
議事日程	議案第1号 農地所有適格法人事業報告について 議案第2号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第3号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第4号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第5号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（議事参与制限） 議案第8号 農地法第5条の規定による許可について （議事参与制限） 議案第9号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、在任委員 13 名、出席委員 13 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第 13 条の規定により 1 番温水委員、2 番原田委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、6 月 11 日に滝上町農業振興推進協議会に出席いたしました。

日程第 3. 議案第 1 号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第 6 条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。

農業委員会では、法人の事業内容とともに、要件を満たしているかを確認します。

本議案では、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●の 7 法人について、説明資料の 1 ページから 35 ページのチェックシートにより適合の可否を審査しました。各法人について不可となった項目はありませんので、すべて要件を満たしていると判断いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 ●●●●の件で昨年コロナの影響で使用できない畑があるとあったが、そのままの状況から動きはあったのか。

係長 ●●●●の方から本年については、農地に関して活用していない等の報告は受けていません。

会 長 土地をそのままにしてしまうと、荒れる恐れはないか。

池田委員 牧草が生えているところは●●●●さんが一部管理している  
が一度●●●●に確認してみてもどうか。

係 長 了知しました。審議の時にあがった農地の個別案件として確認  
します。今回の審議内容に支障はないので引き続き質疑の確認  
を願います。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することと  
いたします。

日程第4．議案第2号農地所有適格法人事業報告について議題と  
いたします。なおこれは、●●●●に関する案件ですので退席願  
います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料36ペー  
ジから40ページのチェックシートにより確認しましたが、不可と  
なった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することとい  
たします。

日程第5．議案第3号農地所有適格法人事業報告について議題と  
いたします。なおこれは、●●●●に関する案件ですので退席願

ます。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料 41 ページから 45 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 6. 議案第 4 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料 46 ページから 50 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 7. 議案第 5 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。説明資料 51 ページから 55 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 8. 議案第 6 号. 農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、●●●●より●●●●を相手に農地保有合理化事業により売り渡しする案件になります。場所については 41 ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第 9. 議案第 7 号. 農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。なおこれは、●●●●に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は●●●●の集積計画となっており、●●●●より●●●●を相手に農地保有合理化事業により売り渡す案件になります。

場所については 44 ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第 10. 議案第 8 号. 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。なおこれは●●●●に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第 5 条第 1 項の転用許可申請であります。説明いたします。事業の概要についてですが、●●●●の自宅を建設するにあたり農地の一部を分筆し転用する申請となります。

申請者は、土地の所有者●●●●と転用事業者である●●●●の連名申請となります。

転用期間については、本年 12 月 31 日までの約 6 ヶ月間であり、事業の計画としては自己資金と J A の住宅融資を活用して事業を実施する予定であります。

場所については、議案 51 ページをご参照ください。

以降転用の許可基準の詳細につきましては、係長より説明いたします。

係長 説明いたします。それでは説明資料 56 ページの審査表をご覧ください。

1 立地基準、(1) (2) 農地区分の判断ですが、農政課所管の農用

土地利用計画図にて農用地区域内農地であるとの判断であり、農政課と協議し除外申請の最中と確認しております。

また、除外後の状況としましては隣接団地のない10ha以下の狭小地として第2種農地と位置づけとしております。

(3)代替地がないと判断した理由ですが、周辺にはある程度集積された農地があり、農地外の土地もあると思われませんが現在すでに住宅などが建設されており、本地以外に後継者の住宅としてふさわしい立地がないため代替性のないものと判断します。

57 ページです。2一般基準であります。(1)事業実施の確実性についてであります。資力及び信用についてですが、JAオホーツクはまなすより融資の内定の書面、及び自己資金の口座情報を提出し事務局で確認しているため問題なしと判断します。

権利を有する者の同意であります。現在●●●●が使用貸借を行う農地から分筆し新たな地番を表示する。地権者との連名での申請になりますので問題ありません。

申請面積については、住宅とその周辺に地盤安定のための盛土工、号線敷地からの取り付け作業道、住宅周辺の浄化槽やその他住宅環境整備用の通路敷地を確保しております。このことから必要最低限の面積であり、適正と判断しております。

(2)被害防除措置の妥当性ですが、事業実施に当たり各項目とも問題ないと判断しています。

(4)農振計画の変更手続きですが、現在農政課と協議の上進行中であり、道の許可を得た際にこの転用の許可申請を有効とするという形になります。

3添付書類については、(1)(2)ともに事務局で確認済みであり、一部は議案に添付しております。

59 ページの4例外許可事由の該当状況及び5の総合判断をご覧ください。

本件については、農地法における例外的許可の事由には合致しな

いため、正規の転用の許可手続きを経て許可いたします。

転用可否の判断ですが、現在農業振興地域より除外の申請中であり、目的の達成のために他の土地の代替性がないことが明確である。また、農振計画の達成に支障を及ぼすことがない点については農政課から意見を徴しているので明らかです。

よって、転用申請を許可してよろしいと判断いたします。

最後に農業会議への意見聴取は行うことについては、事務の煩雑化を避けるため本議案をもって農業会議意見書及び、北海道知事による農業振興地域の除外に関する許可を受けて会長先決による許可書交付とさせていただきますことを一括で審議お願いいたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

日程第11．議案第9号．現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、2件の現況証明願いがあります。その1は札幌市の●●●から札久留の土地について現況に合わせて地目変更したいという願い出がありました。場所については54ページをご覧ください。

その2については遠軽町の●●●●から行政書士を会して、あけぼの町の土地について現況に合わせて地目変更したいという願い出がありました。場所については55ページをご覧ください。

議長 この件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。ここで現地確認のため休憩といたします。

～休憩～



議 長 休憩を解き会議に戻します。審議保留にしていた議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。  
●●●●は退席願います。

この件について意見を求めます。3番 村田委員

村田委員 議案第8号の農地法第5条の許可の件で皆さんと現地を確認した結果許可してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続きまして、審議保留にしていた議案第9号現況証明願いについて審議します。

その1について意見を求めます。4番 大坪委員

大坪委員 ただいま議案9号のその1について調査してきましたけれども現状見て、現況証明願いを発給してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続きまして、その2について意見を求めます。5番 張間委員

張間委員 先ほど全員で確認した結果発給してもよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。